

○学業に関する評価の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の 5 段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5 段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100 点満点)	評価指標	合否
秀	90 点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89 点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し, 優れた成果を収めている。	合格
良	70～79 点	シラバスで計画された学修目標を達成し, 良好な成果を収めている。	合格
可	60～69 点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60 点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

- ② 0～100 点の点数評価とする。

60 点未満は不合格とする。

- ③ ただし, 特別な理由により, 5 段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

- ④ ③の特別な理由については, プログラム担当教員会等で判断する。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の 3 段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

1. 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は以下のとおりとする。

評価	評点 (100点満点)	評価指標	可否
秀	90点以上	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し、特に優れた成果を収めている。	合格
優	80～89点	シラバスで計画された学修目標を十分に達成し、優れた成果を収めている。	合格
良	70～79点	シラバスで計画された学修目標を達成し、良好な成果を収めている。	合格
可	60～69点	シラバスで計画された学修目標を達成している。	合格
不可	60点未満	シラバスで計画された学修目標を達成していない。	不合格

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。
3. 2.の特別な理由については、プログラム担当教員会等で判断する。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。

2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、令和2年度から適用する。
2. 令和元年10月1日以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、I 1.(1)の③、④及びIIの3.の取扱いを除き、なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日 一部改正）

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

（注）（平成27年1月7日 一部改正）

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

（注）（令和2年5月26日 一部改正）

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

（注）（令和5年5月23日 一部改正）

この改正は、令和5年5月23日から適用する。